

事業計画進捗管理

野 洲 市

子ども・子育て支援事業計画



平成27年度

豊かな自然とこころを、すべての子の育ちのために

基本目標

施策の方向性

1 子育てにやさしい環境づくり

- 社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てにやさしい環境づくりへの機運が高められる取り組みや環境の整備
- 仕事と子育ての両立をサポートするため、保育所の待機児童解消
- 地域全体で支える子育て支援の充実

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 経済的負担の軽減
- (5) 関連事業との連携（母子保健 など）

2 子どもの生きる力を育む環境づくり

- 幼・保・小・中での密な連携のもとでの教育活動による基礎学力の定着や、人とのふれあいを通じて感性豊かな心を育む
- 子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、子どもの意見が反映され、子ども自身が参加できる仕組みの検討

- (1) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- (2) 地域における学習の推進
- (3) 思春期保健の充実
- (4) 豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全
- (5) 子どもの安全の確保
- (6) 関連計画との連携（教育振興・食育 など）

3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- 児童虐待やいじめ、不登校など要保護児童などの把握と切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取り組み

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) いじめ、不登校、非行への対応の充実
- (3) 子どもの権利の尊重
- (4) 関連計画との連携（障がい福祉 など）

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		達成度	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示されないものは具体的な事業計画を記載			法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
(1) 多様な保育サービスの充実			1	教育・保育事業における幼稚園、保育所（園）で実施する保育	こども課	①利用調整による確保 2号認定者については幼稚園・預かり保育の活用により保育ニーズの充足を図る。 ②定員増による確保 「野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画」による施設改修整備や、定員見直しなどによる定員増により、保育ニーズの需要超過の解消を図る。	定員数	幼稚園定員（1号認定、2号認定相当（14時以降一定時間）） 1,545人 保育園定員（2号認定、3号認定） 890人 市内公立幼稚園の通園区域の緩和を図った。	A	①利用調整による確保 現行の野洲市の幼稚園においては、預かり保育を含めて10時間程度在園することが可能であり、2号ニーズの超過分は、幼稚園・預かり保育を利用いただくことで保育ニーズの充足を図る。 ②定員増による確保 「野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画」による施設改修整備や、定員見直しなどによる定員増を実施し、保育ニーズの需要超過の解消を図る。なお、平成28年度は、しみんふくし保育の家竹が丘70人、ゆきはた保育園（野洲第一保育園）20人の計90人増の予定。	必 ① ⑤	⑬ ⑭	P22
			2	子育て短期支援事業	家庭児童相談室	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を継続する。（守山市内法人へ委託）	年間延べ利用者数	1カ所 40人日	A	一時的に家庭での養育が困難になった場合に利用できる事業であるため、実際の利用が少ないという課題があるが、今後も予算を確保するとともに該当する家庭の把握および事業の周知について努めていく。	④ ⑤ ⑪		P25 P30
			3	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。また事業における現行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検討する。	年間延べ利用者数	556人日	A	現行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検討していく。	⑫	②	P25 P30
			4	一時預かり事業	こども課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を継続的に実施する。加えて、幼稚園では、質の維持向上に努め、利用しやすい環境整備を推進し、保育所、子育て支援センターでは、ニーズの推移に即応できるよう、きめ細やかな現状把握を行う。	年間延べ利用者数	市内幼稚園 7カ所 80,500人日 幼稚園以外 3カ所 1,500人日 ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童） 1カ所 240人日	A	現行体制を維持しつつ、質の向上に努め、利用しやすい環境整備を推進する。	② ⑩		P26 P31
			5	延長保育事業	こども課	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を継続的に実施する。	利用者数	市内全認可保育所（園） 10園 890人	A	現状事業を継続する。	③		P26 P33
			6	病児・病後児保育事業	こども課	病気になるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育する事業の検討及び体調不良児対応型の継続実施を行う。	箇所数 年間延べ利用者数	病児・病後児保育事業 0カ所 0人日 体調不良児対応型 2カ所 72人日 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 0カ所 0人日 ※実績：体調不良児対応型 2カ所（あやめ保、第3保）298人日（H28.1.31）	A	現在実施している体調不良型（あやめ、第3保）に加え、平成28年度にはゆきはた保育園を追加する予定。また、病児・病後児保育事業や子育て援助活動支援事業の実施については今後（仮称）野洲市立病院整備の中で検討する。	⑦		P26 P34
			7	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	こども課	幼稚園、保育所（園）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）などの設置又は運営を促進するための事業の検討を行う。		新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う新規事業について検討する。	A	引き続き、家庭的保育事業等を検討している事業者に対し、適時、相談に対応するとともに、多様な事業者の参入促進事業の実施について検討する。	★		P26 P39
	(2) 地域での子育て支援体制の充実		8	利用者支援事業（新規）	こども課・健康推進課	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	箇所数	1カ所	A	相談機能のさらなる強化を図りながら、支援を求める保護者が迷うことのないよう体制整備を推進する。[こども課] 利用者支援事業（母子保健型）については、個別に応じた支援計画を立案し、必要者には妊娠期からの支援を充実させる。[健康推進課]	★	⑭	P25 P27
			9	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を継続的に実施する。	箇所数	3カ所 21,000人日	A	利用者のニーズを踏まえて取り組みを継続する。	⑨	① ④	P25 P27
			10	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、乳幼児のいる全家庭訪問をめざし、事業の推進を図る。	訪問乳児数	500人（全戸訪問の実施）	A	今後も出産後の育児不安が高い乳児期早期の全戸訪問を目指す。	★	⑭	P25 P29
								確保量：子育て支援センター 1カ所 ※実績 多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、広報やホームページなどで情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施した。[こども課] また、利用者支援事業（母子保健型）をH27年10月より妊産婦包括支援事業として開始した。[健康推進課]					
								確保量：3カ所 21,000人日 ※実績：3カ所 野洲市子育て支援センター：18,850人日 きたの子育て支援センター：12,421人日 あやめ子育て支援センター：5,741人日 合計36,712人日					
								確保量：500人（全戸訪問の実施） ※実績：318人（訪問実施数）366人（訪問対象数）（H27.12.31現在） 年度末までに全戸訪問を目指す。					

基本目標 1

子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		H27指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考			
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定等の有無	次世代の重点目標等	計画書	
1 子育てにやさしい環境づくり			11	養育支援訪問事業	家庭児童相談室	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を継続的に実施する。	訪問乳児数	25人（養育支援が必要な家庭に対して訪問支援）	確保量：25人 実績：養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を継続的に実施した。 25人（H28.1.31） また、1歳児のいる家庭を対象に民生委員児童委員及び主任児童委員による子育て家庭訪問事業を実施した。 委託訪問件数 501件（H27年度）	A	今後も継続して実施していくとともに、養育支援訪問事業について、関係部局との連携を密にし、支援対象家庭の把握に努めていく。	★	③	P25 P29	
			12	子育て短期支援事業	子育て家庭支援課	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	A	事業No.2と同じ		④ ⑤ ⑪	P25 P30	
			13	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	A	事業No.3と同じ		⑫	②	P25 P30
			14	一時預かり事業	こども課	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	A	事業No.4と同じ		② ⑩		P26 P31
			15	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	A	事業No.5と同じ		③		P26 P33
			16	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	A	事業No.6と同じ		⑦		P26 P34
			17	放課後児童クラブ	こども課	保護者が労働などにより居間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。また、本事業を継続的に実施する。	箇所数 利用者数	800人（20カ所）	確保量：800人（20ヶ所） 実績：中主第二こどもの家（50人）を開所し、合計930人（21カ所）の学童保育所を開所した。 利用者数 845人（H27.5.1） 祖父母の入所条件を緩和した。	A	現在では、「待機児童はゼロ」であることから、現行体制を維持するとともに、運営上の課題や保護者の就労形態の多様化に対応した保育メニューの検討を行う。		⑧ ⑬	P26 P37	
	(3)	ワーク・ライフ・バランスの推進	18	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	A	事業No.5と同じ		③		P26 P33
			19	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	A	事業No.6と同じ		⑦		P26 P34
	(4)	経済的負担の軽減	20	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	こども課	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業の検討をする。	-	当該事業の是非並びに保護者の世帯所得の状況及び助成額の基準等を検討し、実施にあつては、当該助成事業に係る要綱を制定のうえ実施する。	野洲市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱を制定した。 対象保護者9人（保育園在園） 実費負担額月額2,500円を上限として補助金を交付した。 ※H28.3.31時点では合計80,000円の交付見込	A	当該事業を継続的に実施する。	★		P26 P39	
			21	妊婦健康診査	健康推進課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を継続的に実施し、受診率の向上を図る。	妊婦の健康診査数	595人（妊婦健康診査の公費負担を継続）	確保量：500人（妊婦健康診査の公費負担を継続） 実績：妊婦健康診査受診券発行数 480人 妊婦健診未受診者 0人 (H28.1.31) 公費負担を継続	A	妊婦健診にかかる費用の約3割を自己負担としているため、年度ごとに費用の見直しを行う。	★		P25 P28	
	(5)	関連事業との連携（母子保健 など）	22	妊婦健康診査	健康推進課	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	A	事業No.21と同じ	★		P25 P28	
			23	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	A	事業No.10と同じ	★	⑭	P25 P29	
			24	母子健康手帳の交付	健康推進課	母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報のきめ細かな提供を行う。	-	母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報のきめ細かな提供を実施する。	母子健康手帳交付数 441人 保健師・助産師面接数 441人 (H28.1.31現在)	A	今後も母子健康手帳交付時を面接の場面と位置付け、情報提供に加えて、すこやかな妊娠・出産が行えるよう、必要時に応じて、個別支援していく。			P41 P42	
			25	訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	健康推進課	母親が最も不安を感じる出産前後、乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援を行う。	-	乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援を行う。	妊婦訪問数 9人 赤ちゃん訪問数 318人 (H28.1.31現在)	A	妊産婦の出産・育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長が促進できるよう相談・育児支援を継続する。		⑭	P41 P42	
			26	妊産婦の地域・行政との交流機会創出	健康推進課	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続するとともに、より多くの参加促進のため周知活動を推進するほか、両親で参加できるプログラムを検討・実施する。また、個別に話をする機会である訪問指導などを充実し、育児の不安や悩みの解消を図る。	-	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続する。	マタニティサロン参加数 92人 出産準備教室参加数 49組 育児サロン参加数 947組 (H28.1.31現在)	A	出産準備教室については、開催曜日の見直しを図る。 妊産婦期の地域子育て支援体制充実のために、今後も事業継続する。			P41 P42	
			27	妊産婦及び家族への禁煙支援	健康推進課	母子健康手帳交付時や訪問のほか、各種教室の相談、乳幼児健診など、タバコのもたらす妊産婦及び家族の健康への影響について知識を普及する機会を拡充し、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを、関係各課連携のもと推進する。	-	母子健康手帳発行時喫煙妊婦への禁煙指導に加え、妊婦家族の喫煙者への禁煙や受動喫煙の知識普及など、受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを進める。	禁煙指導、受動喫煙の害の知識普及、分煙指導 喫煙妊婦 11人、妊婦家族の喫煙者130人、 出産準備教室参加者49組91人、乳幼児健診における保護者やその家族の喫煙者 42人 (H28.1.31現在)	A	事業を継続実施する。受動喫煙家族が多いことから、地域で禁煙に取り組むための支援展開が必要である。			P41 P42	
			28	不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	健康推進課	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立する。また経済的支援に関する情報提供を行う。	-	不妊治療への情報提供等を相談窓口案内等で引き続き実施する。また、治療費に対する経済的な支援についても引き続き行う。	特定不妊治療費助成数 31件 (H28.1.31現在)	A	不妊治療への情報提供等は、相談窓口案内を引き続き行う。 治療費に対する経済的な支援を引き続き行う。			P41 P42	

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		達成度	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載			法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
			29	乳幼児健康診査の推進	健康推進課	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施する。また、関係各課が連携して周知促進を行い受診率向上を図る。	-	4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する乳幼児健康診査を実施する。	H28.1.末現在 受診率 4ヶ月児健診 98.3% 10ヶ月児健診 96.1% 1歳半健診 97.0% 2歳半健診 94.9% 3歳半健診 95.5%	A	健診対象者数に応じて健診回数を見直ししながら、各健診を継続実施する。 また、未受診児には関係各課が連携し、周知促進、保健師の訪問等により受診勧奨を行い、受診率向上を図るとともに今後も全数把握に努めていく。		P41 P42
			30	予防接種事業の周知	健康推進課	乳幼児の感染症予防のため、医療機関にて行われるHib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を行う。	-	Hib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を実施する。	母子健康手帳交付時の情報提供 乳幼児健康診査時の情報提供 広報やす 年1回掲載 児童～学生には、市内の園や学校、市外通学者への個別通知を全数実施	A	今後も継続した啓発と、接種の必要性の説明を行う。		P41 P42
			31	育児相談の充実	子育て支援センター	子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を開催する。開催にあたっては、子育て支援センターなどを中心に、市民にとって少しでも身近な場での開催を検討する。	-	電話、面接での育児相談は常時受付・実施 広場利用時の育児相談の実施	電話相談：25件 面接相談：5件 広場での相談：116件	A	現在の相談を継続するとともに、未利用で、孤立している親子に対する相談を実施		P41 P42
			32	小児救急医療体制に関する情報の提供	健康推進課	小児の救急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を関係各課連携のもとで提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援する。	-	小児の救急医療に関する情報の提供を行う。	母子健康手帳交付時に全数説明 441人 4か月健診で全20回 実403人に周知 乳児教室で全5回開催、保護者 実128人に周知 広報やす掲載 月1回（H28.1.31現在）	A	妊娠期から説明開始。特に、乳児期前期に集中的に周知を図ることで、救急体制の適正利用を図る。 機会あるごとに周知を繰り返すことを継続する。		P41 P43
			33	かかりつけ医づくりの推進	健康推進課	子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できる、かかりつけ医づくりを、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて推進する。	-	かかりつけ医づくりの推進を図る。	4か月健診で全20回開催、実403人に実施 乳児教室で5回開催 実128人に実施	A	今後も継続実施する。		P41 P43
			34	医療費の助成	保健年金課	福祉医療費助成制度については、制度の枠組みを維持していくため、制度本来の目的である経済的支援という基本的なスタンスに立ち返り、制度の適正化に向け必要な見直し・改善を図る。	-	福祉医療費助成制度の適正化に向けた見直しの必要性について検証を行う。	現時点で全ての就学前乳幼児の医療費と小学生の入院医療費に対して福祉医療費助成を受けられる内容となっていることから特に見直しは必要ないものと判断した。	A	当面は現状の福祉医療費助成制度を維持する。		P41 P43
			35	不慮の事故防止に関する啓発の推進	健康推進課	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図り、不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて、広報誌や配布物等を活用して事故防止についての啓発を実施する。	-	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図る。	4か月健診で全20回開催、実403人に実施 乳児教室で全5回開催、実128人に実施 （H28.1.31現在）	A	今後も継続実施する。		P41 P43

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		達成度	今後の方向性や課題（目標）	備考	
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載			法定等の有無	次世代の重点目標等
(1) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成	1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	学校教育課・こども課・生涯学習スポーツ課	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所（園）、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実を図る。また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通じて、家庭教育の重要性の啓発を行う。	-	各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行う。[学校教育課] 各園において、子育てをテーマにした保護者対象の研修会や懇談会を実施し、子育て情報や学習機会の提供を行う。[こども課] PTAや保護者会の活動を中心に様々な機会を通じて、家庭教育の重要性を啓発（研修会実施）を行う。[生涯学習スポーツ課]	A	各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行う。[学校教育課] 保護者研修会や懇談会の内容について校園が情報交換し充実を図るとともに、保護者同士のつながりの機会を多様に提供し、子育ての孤立化を防ぎ保護者同士が互いに学び合える場を充実させる。[こども課] 子どもの健やかな成長は、家庭だけでなく親と親、親と学校、家庭と地域がつながりを深め、家庭、学校、地域が一丸となってPTA研修会を実施した。 PTAのつどいの開催 27年12月12日（土）14時から 講演「ヨコミネ式子どものやる気スイッチ」 講師 横峰古文（ヨコミネ式創始者） 参加者 351名（さざなみホール） [生涯学習スポーツ課]		P44
	2	地域における学習の推進	2	子ども会活動、青少年団体活動などへの支援	生涯学習スポーツ課	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。	-	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。	A	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図り、青少年健全育成に取り組む。		P45
	3	図書館活動の充実	3	図書館活動の充実	野洲図書館	親と子の育ち合いの場、子どもが本に親しむ場として、地域に出向いての絵本の読み聞かせや学校図書館とのネットワーク化を図るなど、本に親しめる環境づくりの推進を図る。	-	図書館内ではおはなし会の他に小学校、幼稚園、保育園等、児童館などに出向いての絵本の読み聞かせやブックトークなどを行う。学級への団体貸出や調べ学習の協力等を行う。	A	要請に応じて、継続しておはなし会やブックトーク等の働きかけを行う。ブックスタートを開始し、27年度から開始した園へのよみかせ用絵本の貸出を拡大する。学校向けの団体貸出の本の充実を行う。		P45
	4	コミュニティセンター活動の充実	4	コミュニティセンター活動の充実	生涯学習スポーツ課（協働推進課）	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で実施する。	-	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境問題などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で実施する。	A	地域における様々な体験活動や地域住民との交流活動を通じ、青少年の健全育成を図るため、各学区において、地域子ども教室開催を支援する。 ①各学区全てで「子どもの居場所づくり事業」「地域こども教室」の実施。 ②各学区の特色や実態を勘案しながら、事業の活性化を図る。【参加実人数 75%を目指す】		P45
	5	学校施設の開放	5	学校施設の開放	生涯学習スポーツ課	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進を図る。	-	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進や健康増進を図る。	A	子どもをはじめ市民の心身の健全育成を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域スポーツ活動の促進や健康増進を図る。		P45
	6	環境に関する啓発の推進	6	環境に関する啓発の推進	環境課	びわ湖から里山の自然環境を活かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施する。	-	砂浜学習会、びわ湖環境学習会、あやめ浜まつり、タケノコ探りイベント、カブトムシ幼虫観察会、出前講座「人形劇」、出前講座「紙芝居」、野洲川自然の森ふれあいイベント、野洲幼稚園児里山体験、ヨシ植エイベント、山・川・湖の生態調査	A	引き続き同様事業を開催予定とし、身近な自然に親しむ取り組みを実施していく。自然環境のフィールドは、里山や川、森、湖があり、その場面場面で事業が展開されている。今後はこうした個々の場面を線で結び取り組めるよう、里山から琵琶湖へつながる一連の自然体験学習を実施できるかが課題となる。里山のみ、川のみ、森のみ、湖のみといった視点にとらわれず、自然環境を守っていくには様々な要因が絡みあうことに気付き、考え、行動できるよう体験を通じて学習できる機会を提供していきたい。		P45
	7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	野洲市歴史民俗博物館	豊かな歴史と文化遺産を展示紹介するとともに、家族ぐるみで学べる場の提供など、子どもが郷土の歴史・文化に親しむを持って学習できる機会の提供を図る。	-	市内の校園、学童保育所、子ども会や、家族での利用を促進する。 弥生の森歴史公園の体験工房で、まが玉作り等の体験学習を実施する。	A	地域の博物館として、これからも子ども達が楽しく学べる場を提供していく。体験学習をはじめとする利用案内を、校園や家族に継続して情報提供していく。		P45
	8	性教育の推進	8	性教育の推進	学校教育課	各年齢に応じて、生命・育児の尊さに関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図り、特に中高生に対して早期の啓発や相談ができる体制の構築を検討する。また、専門的な視野で指導できる人材をゲストティーチャーとして活用し、学習内容の充実を図る。	-	命の尊さを理解させるために、保健体育の時間だけではなく、教育活動全体を通して発達段階に応じたカリキュラムを作成する。	A	教育活動全体を通して発達段階に応じたカリキュラムを作成し、教育を推進する。		P46
	9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課・生涯学習スポーツ課	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。	-	少年センターや山守署と連携を図り、薬物乱用防止教室を三中学校で実施する。[学校教育課] 警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。[生涯学習スポーツ課]	A	少年センターや山守署と連携を図り、薬物乱用防止教室を三中学校で実施する。[学校教育課] 青少年問題協議会の開催 平成27年8月6日 青少年の現状報告と今後の対応 ・守山野洲少年センターと連携事業 野洲市各学区地域懇談会 いじめ関係や薬物関係の情報提供と啓発 7/1歳の声かけ運動715人、11/2.798人愛のパトロール（毎週金曜日）、有書図書等の立入調査の実施。[生涯学習スポーツ課]		P46
	9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課・生涯学習スポーツ課	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。	-	少年センターや山守署と連携を図り、薬物乱用防止教室を三中学校で実施する。[学校教育課] 警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。[生涯学習スポーツ課]	A	少年センターや山守署と連携を図り、薬物乱用防止教室を三中学校で実施する。[学校教育課] 青少年問題協議会の開催 平成27年8月6日 青少年の現状報告と今後の対応 ・守山野洲少年センターと連携事業 野洲市各学区地域懇談会 いじめ関係や薬物関係の情報提供と啓発 7/1歳の声かけ運動715人、11/2.798人愛のパトロール（毎週金曜日）、有書図書等の立入調査の実施。[生涯学習スポーツ課]		P46

基本目標 2

子どもの生きる力を育む環境づくり

基本 目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		達成度	今後の方向性や課題（目標）	備考						
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載			H27指標（成果）実績	A：達成 B：未達成 C：事業廃止	法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書		
2 子どもの 生きる力を育む 環境づくり			10	思春期保健関連機関との連携	学校教育課（健康推進課）	児童生徒の思春期における健全育成を目的に、小・中学校と健康推進課など関係機関との連携を強化し保健教育の充実を図る。	-	健康推進課から保健師を招いての喫煙防止教室等の保健の指導の充実を図る。	今年度の実績はないが、来年度に向けて進めていく。	B	健康推進課から保健師を招いての喫煙防止教室等の保健の指導の充実を図る。			P46			
	(4)	豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全	11	遊び場の確保・整備	こども課・教育総務課・都市計画課・子育て支援センター	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所(園)や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕の実施。また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を勘案しながら、検討する。	-	遊具を取り扱う専門業者に、年に一度遊具の保守点検を委託し、点検結果に基づき遊具の修繕を行う。【こども課】[都市計画課] 遊具の保守点検を実施した。修繕を必要とする遊具は無かった。【教育総務課】 毎日の遊具点検及び週1回の玩具の洗浄、清拭の実施【子育て支援センター】	遊具の保守点検を実施した。修繕を緊急に必要とする遊具は早急に修繕した。【こども課】[都市計画課] 遊具の保守点検を実施した。修繕を必要とする遊具は無かった。【教育総務課】 毎日の遊具点検、週1回の玩具の洗浄及び清拭並びに遊具・玩具の修繕を実施した。【子育て支援センター】	A	今後も引き続き、年1度の保守点検を実施するとともに、修繕が必要な危険な遊具については、早急に修繕し、適正な保守を実施する。【こども課】[都市計画課] 今後も引き続き遊具の保守点検を実施し、修繕が必要となれば早急に修繕を実施する。【教育総務課】 0歳からの赤ちゃんや入園前の幼児が安全に過ごし、遊べるよう清潔で、安全な環境の維持に努める。【子育て支援センター】			P47			
			12				歴史や自然を生かしたまち並みの周知	都市計画課（企画調整課・環境課）	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図る。	-	景観行政について周知を実施し、市民意識の高揚を図る。	中学生のための市民講座「このまち大好きプロジェクト」において、野洲市の景観行政について紹介を実施した。	A	景観行政は継続した取組み及び周知による市民意識の高揚を図ることが必要。今後も地道ながら周知活動を継続して進めていく。			P47
	(5)		子どもの安全の確保				13	子どもへの防犯意識の醸成	こども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図る。特に、インターネット等の問題については、保護者も含め意識の醸成に努める。	-	各園の避難訓練の中で、災害や犯罪に対する対応のしかたを職員・園児・保護者が習得できるように指導啓発する。【こども課】 全小学校において、スクールガードリーダーを講師に招き防犯意識の醸成を図る。【学校教育課】	A	園児の訓練指導と保護者啓発を連動させていっそう防犯や防災の意識の高揚を図る。また、地域との連携協力の体制について定期的に確認を行なう。【こども課】 全小学校において、スクールガードリーダーを講師に招き防犯意識の醸成を図る。【学校教育課】			P47 P48
		14		子どもSOSホーム	学校教育課	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあった時に助けを求められることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進める。	-	野洲市に設置している約680軒あるSOSホーム宅を確認するとともに、新コーンを随時交換していくことを進める。	SOSホーム宅の確認作業と精査を行い、新コーンの配置に取り組んだ。	A	SOSホーム宅の確認作業と精査を行い、新コーンの配置に取り組む。			P47 P48			
		15		防犯体制の強化	生活安全課（学校教育課）	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等の推進。また、防犯灯など市内の防犯設備の強化に努める。	-	地域住民を巻き込んだ防犯活動の実施。防犯教育の実施。【生活安全課】 各小学校のスクールガードの増員を目指すとともに、朝のPTAの立ち番を推進する。【学校教育課】	毎月末金曜日の午後8時から地域住民とともに野洲駅周辺のフルーフラッシュ活動を実施した。学童保育所で防犯訓練を実施した。【生活安全課】 全小中学校では、PTAが主体となり月2回の朝の交通立ち番を実施した。【学校教育課】	A	今後も継続して活動を実施する。【生活安全課】 引き続き、各小学校のスクールガードの増員を目指すとともに、朝のPTAの立ち番を推進する。【学校教育課】			P47 P48			
		16		園や学校の安全管理に関する取り組み徹底	こども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の開門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策の徹底を図る。	-	緊急通報システムを整備し、実用化する。門の開閉管理の徹底および定期的な防犯防災訓練を実施する。【こども課】 防災・防犯訓練の一貫として避難訓練の充実を図るとともに、全小学校で保護者への引渡し訓練の実施を進める。【学校教育課】	緊急通報システムを整備しH27年1月より実用化した。門の開閉管理の徹底および定期的な防犯防災訓練を実施した。【こども課】 市内5小学校で保護者への引渡し訓練を実施した。学校が避難所になった場合のマニュアルを作成していくことが課題である。【学校教育課】	A	緊急通報システムの活用により、緊急時の的確な情報を保護者に提供する。門の開閉管理の徹底や防犯防災訓練を行うとともに、地域との連携を図る。【こども課】 防災・防犯訓練の一貫として避難訓練の充実を図るとともに、全小学校で保護者への引渡し訓練が行われるよう実施を進める。【学校教育課】			P47 P48			
		17		交通安全教育の推進	生活安全課・こども課・学校教育課	子どもを交通事故から守るため、子どもだけではなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図る。また、あわせて防犯意識についても喚起できるように内容となるよう工夫を行う。	-	地域住民また学校PTAを巻き込んだ交通安全教室の開催【生活安全課】 各園で日常の保育場面や交通安全教室などで発達に合った具体的な交通安全指導を実施する。また、保護者の参加や保育内容の報告により保護者啓発を行う。【こども課】 安全教育の推進の一貫として、交通安全教室の充実を図る。【学校教育課】	野洲小学校において、給与所得者の会を中心に、PTA、自転車組合、市が一丸となり自転車の交通安全教室を開催した。【生活安全課】 各園で日常の保育場面や交通安全教室などで発達に合った具体的な交通安全指導を実施した。保護者の参加や保育内容の報告により保護者啓発を行った。【こども課】 市内全小中学校で交通安全教室を実施した。今年度は、篠原小で警察とタイアップさせた自転車の実技教室を行った。【学校教育課】	A	幼稚園・保育園を中心に、保護者会等での交通安全指導を行なう。【生活安全課】 通園指導や煙害保育等日常保育場面や、交通安全教室などでより具体的な交通安全指導を実施する。親子で交通安全への意識をより高められる取組みを充実する。【こども課】 市内全小中学校で交通安全教室を実施する。【学校教育課】			P47 P48			
	(6)	関連計画との連携（教育振興・食育など）	18	人権教育の推進	人権教育課（学校教育課）	市の基本方針に基づき子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、人権教育を進めるために有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組む。	-	市内の小中学校において使用されている人権学習教材である「共通教材」の見直しを行う	小学校における人権学習である共通教材の見直しを学校教育課と共に取り組み、児童の発達状況に応じ、さらにさまざまな人権課題の学習が深められるような教材の作成を行った。	A	各小学校において、実践を行いながら、さらに子どもたちが学びやすい教材にしてい。また中学校における教材についても検討していく。			P49			
			19	環境教育の充実	こども課・学校教育課	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取り組みが日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別リサイクル活動、また、県の「ゴミゼロの日」など、市や学校・園としての取り組みを実施する。	-	各園においてごみの分別指導を行ない、発達に応じてリサイクル活動や清掃活動に参加させる取組みを構築する。また、PTA活動や保護者会活動でリサイクル活動を取り入れ、保護者が環境問題に関心を持つ機会を創出する。【こども課】 各校で環境教育を充実させるために「ゴミゼロの日」を設け環境問題を意識させる。【学校教育課】	各園においてごみの分別指導を行ない、発達に応じてリサイクル活動や清掃活動に参加させる取組みを実施した。また、PTA活動や保護者会活動でリサイクル活動を取り入れ、保護者が環境問題に関心を持つ機会とした。【こども課】 各学校で児童会や生徒会が中心となって地域の清掃活動やボランティア活動を計画実施し地域活動に貢献した。【学校教育課】	A	ごみの分別が日常生活に根付くよう、園での指導を継続するとともに、親子で環境への関心を高める機会をさらに工夫する。【こども課】 各校で環境教育の充実させるために「ゴミゼロの日」を設け環境問題を児童生徒に意識させる取組を行う。【学校教育課】			P49			
			20	男女平等教育の推進	こども課	固定化された性別役割分担意識をなくし、就学前から性差にとらわれない教育の推進を図る。	-	絵本等教材やごっこ遊びなど幼児に合った活動を通してジェンダーフリーの公平な認識が持てるよう指導する。	各園において、独自の教材や題材等の発掘に努め、幼児にふさわしい、生活や遊びを通した男女平等教育を推進できた。	A	家庭においても男女共同参画の意識が根付くよう、子どもたちの学びの様子を伝えたり、保護者研修や保護者会等の活動への助言を行うなどして啓発する。			P49			

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		H27指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
			21	国際理解教育の推進	企画調整課・こども課・学校教育課	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適應できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図る。また、就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図る。	-	国際理解教育支援に係るゲストティーチャーの派遣を実施する。【企画調整課】 各園において、国際交流協会等の協力を得ていろいろな国の人たちとの交流の機会を設けたり、絵本や音楽等教材を通して外国の文化に触れる機会を設ける。【こども課】 諸外国の歴史や文化について正しい理解を図るため、学習機会を各校で設ける。 小学校での外国語活動の時間は5年生・6年生でそれぞれ年間35時間実施する。【学校教育課】	小学校や幼稚園を中心に毎月ゲストティーチャーを派遣し、さまざまな国の文化について子どもたちに紹介した。【企画調整課】 各園において、国際交流協会等の協力を得ていろいろな国の人たちとの交流の機会を設けたり、絵本や音楽等の教材を通して外国の文化に触れる機会を設けた。【こども課】 諸外国の歴史や文化について正しい理解を図るため、国際協会等と連携して学習機会を各校で設けることができた ○幼稚園をきめて年間約100回 ○10カ国 30人の外国籍の人との交流 ○各小学校とも5年生・6年生ともに、年間35時間外国語活動の時間を実施した。 ○ICT機器や学校応援団の協力を得ながら充実した外国語活動の指導の実現に向けて各小学校で準備を進めた。【学校教育課】	A	ゲストティーチャーの派遣など国際理解の推進に努めるほか、姉妹都市交流など国際交流できる場への積極的な参加を呼びかける。【企画調整課・こども課】 外国の人たちと接する機会を設けたり、外国の文化に触れる体験を豊富にできるように、職員の研修を充実させることにより、国際理解教育の一層の推進をする。【こども課】 諸外国の歴史や文化について正しい理解を図るため、学習機会を各校で設ける 小学校での外国語活動の時間を5年生・6年生でそれぞれ年間35時間実施する。【学校教育課】			P49
			22	福祉教育の推進	学校教育課	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進する。	-	福祉体験活動や施設訪問を教育活動に位置づけ、養護学校や関係機関と連携して福祉教育を推進する。	市内小中学校において、総合的な学習の時間や行事、生徒会活動を通して福祉施設・市関係機関を訪問したり学校に招いたりして福祉教育について学ぶ機会を創出した。	A	今後も、福祉体験活動や施設訪問を教育活動に位置づけ、養護学校や関係機関と連携して福祉教育を推進する			P49 P50
			23	情報教育の推進	学校教育課	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通じて、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育の推進を図る。	-	ICTを活用した授業改善のモデル校として三上小学校と野洲中学校を指定し情報教育・授業改善について研究を推進するとともに、全小中学校で情報モラルをはじめとした情報活用能力の育成に努める。 ICT活用検討委員会を開催し市内小中学校の情報教育の推進について検討を重ねる。	全小中学校で情報モラルをはじめとした情報活用能力の育成に努めた。 平成28年1月19日（火）三上小学校において「野洲市学校ICT実践発表会」を開催しICTを活用した授業改善と正しい情報活用能力について研修を深め、市内小中学校に研究の成果を広めることができた。 ICT活用検討委員会を4回開催し市内小中学校の情報教育の推進について検討を重ねてきた ①6/18（木）15:30 ②6/22（月）13:20 ③10/21（水）13:40 ④1/19（火）13:30 ・引き続きICT活用検討委員会でICT機器を活用した情報教育の推進を図った。	A	今後も、情報教育・授業改善について研究を推進するとともに、全小中学校で情報モラルをはじめとした情報活用能力の育成に努める ICT活用検討委員会を開催し市内小中学校の情報教育の推進について検討を重ねる			P49 P50
			24	食育の推進	こども課	「食」を健全な生活と育ちの基本ととらえ、日々の生活習慣や食べ方の基本などを幼児期から身に付けられるよう、関係各課が連携して取り組む。	-	各園において食育計画を立て、栽培活動や調理活動を実施して食への関心を高め、関係各課の連携の下、栄養士の指導や日常的な給食指導により食生活の基本的習慣を習得できるように指導する。	各園において食育計画を立て、栽培活動や調理活動を実施して食への関心を高め、関係各課の連携の下、栄養士の指導や日常的な給食指導により食生活の基本的習慣を習得できるように指導した。	A	園児への食育の取組みの充実とともに、家庭においても食を家庭教育の基本として関心を深められるよう啓発活動を充実させる。			P50

基本目標 3

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		H27指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示しないものは具体的な事業計画を記載				法定等の有無	次世代の重点目標等	計画書
3 すべ	(1) ひとり親家庭への支援		1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図る。	-	個々の生活状況に応じて、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行う。	母子自立支援の延相談件数⇒1,654件 主な相談内容⇒資格取得、福祉資金、病氣プログラム策定件数⇒49件（H27.12.31）	A	自立した生活を目指すひとり親に対して、やすワークと連携して迅速な求人情報の提供を行うとともに、就労後の生活についても支援していく。子育てや生活支援などの相談業務を行い、ひとり親家庭の精神的な負担軽減を図る。		⑮	P51
			2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課・こども課・保険年金課	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にともなう生活資金の支給のほか、所得により保育所（園）・学童保育所保育料に対しての軽減を図る。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続する。	-	ひとり親家庭に対して児童扶養手当の支給や貸付制度の利用促進を行う。〔子育て家庭支援課〕 所得により保育所（園）・学童保育所保育料に対しての軽減を継続的に実施する。〔こども課〕 〔福祉医療〕ひとり親家庭に対して医療費助成を行う。〔保険年金課〕	児童扶養手当受給者数⇒339人、福祉資金貸付対象件数⇒47件を実施した。〔子育て家庭支援課〕 保育所（園）では、ひとり親家庭で、かつ市民税所得割課税額48,600円未満（C2ランク）の保護者に対して軽減を図った利用者負担（保育料）額とした。また、学童保育所保育料に対しては減免措置を継続的に実施した。平成27年度の減免実績135件（H27.11.30）〔こども課〕 〔福祉医療〕ひとり親家庭に対して引き続き医療費助成を行った。〔保険年金課〕	A	安定した生活を送るために、今後も適正な経済的支援を行う。〔子育て家庭支援課〕 引き続き、保育所（園）・学童保育所保育料に対しての軽減を継続的に実施する。〔こども課〕 〔福祉医療〕現制度内容を維持し引き続き助成を行っていく。〔保険年金課〕			P51
	(2) いじめ、不登校、非行への対応の充実		3	こころの教育相談事業の充実	ふれあい教育相談センター（学校教育課）	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談に加え学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図る。	-	不登校、いじめ等で悩んでいる児童生徒や保護者を対象に、専門性を有するカウンセラーが面談や電話相談を行い、心の安定を図るとともに課題解決に向けて支援を行う。 週5日、1日4～5人、1人当たり1時間/回、予約制で実施	相談者実数60人 相談回数472回（面接426回、電話46回、関係機関との連携109回）（H27.12.31） 相談者の心の安定と学校適応、学校復帰、進路保障を図った。	A	今後も、引き続き児童生徒のこころの問題を一緒に解決していく、きめ細かな援助・助言・指導等を行う。 【課題】 カウンセラーのより一層の専門性の向上 教育相談体制の強化と広報啓発		⑥	P51 P52
			4	適応指導教室の充実	ふれあい教育相談センター（学校教育課）	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図る。	-	不登校傾向にある児童生徒の心の安定と自信回復、学校復帰につなげる居場所づくりに努める。 週5日（月～金 9:30～4:30） グループ指導：週5日 個別指導：週2日	通所実人数6人（小1、中5）グループ指導（開所日数135日、延184人）個別指導（開所日数54日、延5人）体験学習（調理、陶芸、館外体験等延25人）在籍校との連携（ケース会議21回、各校より来所15回、学校訪問52回、電話相談206回）（H27.12.31） 小集団の中で伸び伸びと自己表現することができ、自信回復と心の安定を図る場所になっている。	A	今後も、引き続き学校不適應にある児童生徒へ学校以外での居場所を提供し、社会性を身に付け、自己実現できるよう支援を行う。 【課題】 連携の強化 指導員の資質の向上・指導場所の確保		⑦	P51 P52
			5	青少年健全育成事業の推進	生涯学習スポーツ課（学校教育課）	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。	-	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報」チラシ等の配布により啓発に努める。【全戸配布】	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。8月、10月、3月発行【全戸配布】	A	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。			P51 P52
	(3) 子どもの権利の尊重		6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組む。	-	要保護児童対策地域協議会委員に対しての研修会を実施する。 関係機関職員の資質向上のため、ケース検討、事例研修会等の実施をするとともに、県主催等の研修会への参加促進を図る。 市生涯学習出前講座による市民向け啓発活動を実施する。	要保護児童対策連絡協議会代表者会議において、研修を実施した。 「要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携のあり方」講師/龍谷大学 山田准教授 県主催等の研修会へ参加した。（8機関 延べ25人参加） 保育現場における児童虐待対応情報交換会を実施した。（1回） 生涯学習出前講座（3箇所）	A	要保護児童対策地域協議会の運営について、他市の状況等を参考に、より良い点は取り入れる。今年度から行った保育現場における児童虐待対応情報交換会を継続実施するとともに、県主催等の研修会の参加について、関係機関職員の参加を促し、職員の資質向上を図る。		⑫	P53
			7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会の推進を目指す。	-	社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市内スーパーでの街頭啓発及び幼稚園・保育所・地域子育てサロンの啓発活動（H27/11 7カ所） のぼり旗の設置（H27/5 5施設、H27/11 7施設）横断幕の設置（H27/11 1カ所） 電光掲示板による啓発（H27/5月・11月 3カ所） 市広報による啓発活動（H27/5月号・11月号）	市内スーパーでの街頭啓発（H27/5 2カ所） 幼稚園・保育所・地域子育てサロンでの啓発活動（H27/11 7カ所） のぼり旗の設置（H27/5 5施設、H27/11 7施設）横断幕の設置（H27/11 1カ所） 電光掲示板による啓発（H27/5月・11月 3カ所） 市広報による啓発活動（H27/5月号・11月号）	A	現行のとおり、啓発活動を行うと共に、他の啓発機会を探る。		⑫	P53
			8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課・（こども課・学校教育課・人権施策推進課）	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育の推進を図る。	-	市職員研修において、人権問題全般へ対処できるようテーマを年次的に設定し、連携研修（全体研修、集合研修、職場研修）による手法で、自らの行動できる職員の育成及び職員全体の意識向上を図っていく。 また、職員の人権に関する意識を把握するため、アンケート調査を実施し、今後の職員研修の改善に努めていく。	（職員研修） ・全体研修（集合研修） H28.1.12（175名参加）、2.9（予定） テーマ「児童虐待」 （職員意識調査） アンケート調査H27.10実施 回答379名（回答率83.11％）	A	職員研修については、講師選定及び日程調整に時間を要し、開催時期が遅くなったため、職場研修の期間が十分取れなかった。 職員アンケートも現在、集計・分析を行っており、今後、次年度以降の研修計画に反映し、人権意識の向上につながる様職員研修の改善を図っていく。			P53

基本目標 3

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		H27指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考	
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）		指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定等の有無	計画書
ての子どもが健やかに育つ環境づくり			9	子どもの意見発表の機会の提供	生涯学習スポーツ課（企画調整課）	-	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」を開催し、子どもたちの意見を聞き、市民会議により意見等を掲載して、啓発した。 中学生広場 303名 育成フォーラム 137名	A	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、まちづくりに活用する。		P53
			10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実	企画調整課（市民生活相談課・学校教育課）	-	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みとともに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座や日本語教室等の開催に努める。	庁内における通訳及び翻訳による支援を行う。 外国籍の子どもに対して日本語教育の実施を行う。	A	国際化の流れに伴い、学校等における国際理解教育の推進を進める。外国籍の子どもに対しても、日本語教育を実施し、学校生活のサポートを行う。		P53
	(4)	関連計画との連携（障がい福祉 など）	11	特別支援教育	学校教育課・こども課	-	支援の必要のある子どもを、保育所（園）や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供する。	子どもの発達障害を理解し把握して一人ひとりに適切な支援ができるように、特別支援教育J-テ イターや担任の力量を高めるために研修会を開催する。巡回相談員の訪問により専門的な見解を受けて具体的な指導内容や方法、体制等を学べる機会を設ける。[学校教育課] 保育所（園）や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図る。[こども課]	A	子どもの発達障害を理解し把握して一人ひとりに適切な支援ができるように、今後も特別支援教育J-テ イターや担任の力量を高めるために研修会を開催する。巡回相談員の訪問により専門的な見解を受けて具体的な指導内容や方法、体制等を学べる機会を持ち、授業改善を目指していく。[学校教育課] 引き続き、保育所（園）や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図る。[こども課]	⑤	P54
			12	早期療育通園事業（療育教室）の充実	発達支援センター	-	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	心身の発達支援が必要な乳幼児とその保護者への指導、集団生活への適応訓練等の療育支援に努める。 週5日（月～金 9:15～16:00） 11グループ編成	A	引き続き、個々の発達課題に応じた支援計画に基づき、適切な支援（子ども・保護者・支援者支援）を行う。指導員のより一層の専門性の向上を図る。	⑩	P54
			13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター	-	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図る。	構音、吃音、かん黙、言語発達の遅れなどのある幼児や特別支援学級在籍児とその保護者に対し、ことばの相談・指導を行い、言語コミュニケーションの理解と改善を図る。	A	引き続き、子どもの言語発達に必要な相談・支援を行う。 【課題】 安定的に相談・指導ができるよう、体制整備に努める。 幼児期から一貫した移行支援システムの構築を関係課部署とともにすすめる。	⑧	P54
			14	おやこ教室の充実	発達支援センター	-	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	子どもの発達や成長が気になる親子に子どもとの遊び方や接し方など、言語発達や運動能力を高められるよう、支援する。 （前期：8回 後期：8回）	A	引き続き、対象児童への支援を行うとともに、課題について関係課との協議をすすめる。 【課題】 運営体制の再構築 対象児の見直し きょうだい児支援	⑪	P54
			15	保育所等訪問支援の実施	発達支援センター	-	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適応できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	専門のスタッフが保育所等を訪問し、集団生活の適応のため、訓練や支援方法の助言指導を行う。（1人につき月2回程度）	A	引き続き、対象児童に対し、保育所等訪問により必要な支援を実施する。 【課題】 訪問支援員の育成と専門性の向上		P54
			16	医療型児童発達支援事業	障がい者自立支援課	-	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行ったときに、通所給付費を支給する。	A	法定給付であるため、対象児童がいれば給付費を支給する。		P54
			17	巡回発達相談の実施	発達支援センター	-	心理判定員が保育所（園）や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を実施する。	個々の発達課題を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促し、適した育児・保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を行う。	A	円滑な巡回発達相談事業が継続実施できるよう、現行システムの見直しと再構築を行い、心理判定員の役割等を明らかにする。 園、学校及び教育委員会との連携強化による特別支援教育を推進する。 【課題】 年々対象児が増加しており、現行システムでは対応できない状況が予測される。見直しと再構築。心理判定員の役割と機能の明確化が必要。	⑨	P54 P55
			18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	障がい者自立支援課	-	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図り、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとのより一層の連携を図る。	障害児が、日常生活及び社会生活を送る上で必要な日中の居場所の確保のために、放課後等デイサービス事業の法定給付対象の事業、日中一時支援事業や障がい児ホリデースクールなどの法定外の事業も取り組み、必要な障がい福祉サービスの提供を図る。	A	需要の動向を見極めながら、3年を1期とした障がい福祉計画で年度毎の数値目標を立て、いわゆるPDCA方式による必要なサービスの提供を図る。	⑬	P54 P55

基本目標 3

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本 目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H27計画成果内容		H27指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
			19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施する。	-	精神又は身体に障害を有する児童等について特別障害者手当等を支給し、また、障害児への育成医療等を給付することにより、これらの者の生活の安定を図る。	特別障害者手当・・・39人 障害児福祉手当・・・43人 福祉手当・・・2人 （以上H27年10月現在） 育成医療・・・48件 （H27年度上半期）	A	手当、育成医療及び補装具は法定給付であるが、日常生活用具給付は市町村の裁量でその種類と範囲を制度化し、決定できるものであることから、利用者の状況に応じ、公費負担の必要性の可否を判断する必要がある。			P54 P55